

神奈川県茶業振興計画

平成26年2月

神奈川県環境農政局農政部農業振興課

目 次

1 茶の振興に関する方針	1
2 茶の生産数量目標	4
3 茶業の振興のための施策に関する事項	4

1 茶の振興に関する方針

本県における茶の本格的な栽培は、大正 12 年の関東大震災の産業復興策として、県西部に導入されたことを契機に始まった。気象・土壌条件等が茶の栽培に適していたことから生産が拡大し、昭和 40 年代には県西部から北部の丹沢・箱根山麓を中心に茶産地が形成され、現在に至っている。

県内で生産されている茶は、茶のうま味を引き出す浅蒸し製法による品質の高さが特徴で、「足柄茶」としてかながわブランド¹をはじめ、かながわの名産 100 選²、本場の本物³に選定される等、地域ブランドとして確固たる地位を確立している。また、茶園が有する景観や環境保全等の多面的機能に加え、鳥獣害を受けにくいことなどから、中山間地域における基幹作物としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、茶の生産現場では、高齢化の進展、後継者不足、耕作放棄地の増加、茶園の基盤整備の遅れ等、解決すべき課題が山積している。加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染により、県内 10 市町村の茶産地で出荷が制限されるなど甚大な被害が発生した。その後、生産者と関係機関が一体となった懸命な除染作業が功を奏し、平成 24 年 10 月までに出荷制限は全て解除に至った。しかし、除染作業に伴う生産量の低下や販売ルートの回復の遅れなど、今後とも引き続き「足柄茶」の産地としての復興と信頼回復に向けた取組みが必要となっている。

このような状況の中で、平成 23 年度には、県は新たな総合計画「かながわグランドデザイン」を策定し、その中で農政の方向を「神奈川の特徴を生かした農林水産業の展開」と位置づけ、これを受けて神奈川県都市農業推進条例に基づく「かながわ農業活性化指針」を改定した。この指針では、『県民の求める「食」の提供』、『「農」の潜在力の活用』、『都市農業の持続的な発展を支える基盤の整備』という3つの視点を設定し、現在、これらの視点に沿った農業振興施策を展開しているところである。また、国は同年度に「お茶の振興に関する法律(平成 23 年法律第 21 号)」を制定するとともに、国内茶産地における今後の振興政策の指針となる「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」を策定した。

¹ かながわブランド:組織的な生産体制に基づき、品質、生産量並びに供給体制の向上及び安定を目指す等、かながわブランド振興協議会で定める登録要件を満たした県内産農林水産物及びその加工品

² かながわの名産 100 選:神奈川県の伝統と風土に培われた、物産(工芸品、加工食品、農林水産品等)の中から県民からの推薦を受けたかながわの名産と呼ぶにふさわしい 100 の品目

³ 本場の本物:地域特有の食材などの厳選された材料を用い、伝統的に培われた技術により製造される食品について、(財)食品産業センターが地域食品ブランド表示基準により認定

そこで、これらの計画・指針及び法律等に基づいて、本県における今後 10 年間の茶の生産振興方針を示す「神奈川県茶業振興計画」を策定した。

なお、本計画は、これまで神奈川県茶業振興協議会が作成してきた県茶業振興計画を継承するものとして位置付け、茶生産者や流通業者、関係機関・団体等と連携して本県茶業の振興を図っていく。

(1) 基本的な考え方

将来にわたって茶産地としての生産力とブランド力を維持・向上させるため、次の4点に重点的に取り組む。

- ア 「足柄茶」生産を支える多様な担い手の育成確保
- イ 生産基盤の整備
- ウ 高品質茶葉生産等によるブランド力の強化
- エ 放射性セシウム除染対策のフォローアップ

(2) 目標年度

平成 34 年度

(3) 本県茶業の現状

ア 生産、販売

本県の茶の栽培面積は、昭和 50 年以降 300ha 前後で推移していたが、平成に入ってから担い手の高齢化と後継者不足等により徐々に減少し、平成 16 年以降は平坦地での新植が進んだことなどから微増したものの、平成 21 年には 273ha (全国 19 位)となっている。一方、実際に摘採されている茶園の面積は、作業性の悪い茶園の放任化が進んだことなどにより年々減少し、平成 21 年には栽培面積より 84ha 少ない 189ha となっている。また、同年の荒茶生産量は 242t で、そのうち一番茶が 171t と年間生産量の約 70%を占め、二番茶期以降は 30%にとどまっている。したがって、今後、荒茶の生産量を増やしていくためには、二番茶期以降、秋冬番茶の摘採まで積極的に推進していく必要がある。

県内で生産された茶葉は、各地区の共同工場あるいは個人工場でそれぞれ荒茶加工された後、株式会社神奈川県農協茶業センター(以下、県茶業センターという)に一元集荷後、製茶・ブレンドされて、統一銘柄「足柄茶」として一般に販売されている。これは全国でも例を見ない集荷・販売方式で、中間流通経費がかからないことが荒茶の買取価格に反映されることから、生産者の経営安定に寄与している。

また、安全・安心な茶の生産を図るため、平成 23 年度から足柄茶GAP⁴の取組みも進めている。

イ 担い手

平成 22 年の茶の販売農家数は 321 戸で、平成 17 年対比で 63%まで減少し、また、担い手の 65%⁵を 65 歳以上が占めるなど高齢化が進展している。一方、茶経営体における新規就農者は、平成 17 年以降、累計でわずか6名となっており、今後、茶生産の担い手不足がますます激しくなるものと予想される。

このような状況に対処するため、一部の地域では作業受委託が組織的に行われるなど、新たな動きも進んでいる。

ウ 生産基盤

県内の茶園は、樹齢 30 年を超す老齢茶樹園の面積が全体の約8割を占めているが、担い手の高齢化や後継者不足等が進む中で改植・更新が進んでいない。加えて、茶園の多くが作業性の悪い傾斜地に立地しているため生産性が低く、担い手も減少していることから、今後、生産力の大幅な低下が懸念される。

このような状況の中で、県ではこれまでに作業性が良い平坦地を中心に新たな産地育成を進めてきた。しかし、平成 16 年以降、県内における新植面積は 30ha 程度にとどまっていることから、国の支援事業を利用した乗用型摘採機の導入と組合せた支援なども必要となっている。

一方、防霜施設については、平成元～2年の県山間地茶業振興事業により県下全域で整備が進められ、これまでに対策が必要とされる集団的茶園約 110ha⁶での設置が完了している。

エ 荒茶加工の状況

県内の荒茶工場は大きく分けて、生産者組合所有の共同工場（以下、共同工場）、個人所有の個人工場（以下、個人工場）及び農業協同組合所有の共同工場（以下、JA工場）の3種類の形態がある。

共同工場では、生産者の高齢化や担い手不足により、一工場当たりの組合員数及び荒茶出荷量が年々減少している。また、共同工場及び後継者のいない個人工場では、加工用機械の老朽化による荒茶品質の低下が問題となっているが、機械

⁴ 足柄茶GAP:JGAPと静岡県のT-GAP基準を参考に神奈川県で作成された足柄茶独自の GAP 制度

⁵ 出典:農林水産省統計部「2010 年世界農林業センサス」(組替集計)

⁶ 出典:農業振興課調べ

の更新は進んでいない。さらに、荒茶加工技術者の高齢化に伴う人員不足等により、工場間での荒茶品質格差が年々拡大している。

オ 消費

緑茶の全国的な消費量は、平成 10 年以降、消費者の健康志向やドリンク茶の需要拡大に伴って急激に増加した。しかし、その後、消費の多様化が進み、最近では再び緩やかな減少傾向に転じている。

「足柄茶」ブランドは、全国レベルでの知名度は高いものの、県茶業センターからの販売先は、ほぼ全量が県内向けで、主に農協系統と生協を中心に流通している。

また、県西部ではスーパーマーケットや百貨店等でも販売しているが、東部では大型農産物直売所ほか数店舗のみでの取扱いとなっている。したがって、今後、流通エリアの拡大や県内の学校給食での利用など、多方面での利用拡大に向けた積極的な取組みが必要である。

2 茶の生産数量目標

農作業受委託組織を含む多様な担い手の育成による集団化・機械化茶園の整備推進等により茶の摘採面積の拡大を図る。一方で、二番茶期以降の摘採を積極的に推進することにより、年間の荒茶生産量の増大を図る。これらの取組みにより、10 年後の平成 34 年度の生産数量目標は次のとおりとする。

摘 採 面 積 (ha)		荒茶生産数量 (t)	
平成 21 年度	平成 34 年度目標	平成 21 年度	平成 34 年度目標
189	200	242	260

注)平成 21 年度の摘採面積及び荒茶生産数量は「耕地及び作付面積統計」、「茶生産量」(作物統計、農林水産省)。また、平成 34 年度の目標値は平成 15 年～21 年産の統計値に基づくトレンドから算出。

3 茶業の振興のための施策に関する事項

(1) 多様な担い手の育成確保

担い手の高齢化と後継者不足が進む中で、将来にわたって「足柄茶」生産を継続することのできる多様な担い手の育成を推進する。各地域においては、農作業受委託組織等の育成をさらに進めるとともに、新規就農や定年帰農に加え、雇用創出も可能とする企業や農外からの参入を支援する。

また、本県では、県茶業センターによる一元集荷・販売体制が整っており、茶の栽培管理作業そのものの機械化も進んでいることから、農作業の繁忙期が茶と重ならない野菜や果樹の生産者等による新たな経営参入についても推進する。加えて、これらの新たな担い手に対しては、関係機関が密接に連携して技術習得を支援する。

(2) 生産基盤の整備

茶の生産拡大については、機械化が可能な平坦地や緩傾斜地での新規茶園造成の推進及び計画的な基盤整備による新たな産地化を支援する。一方、機械化が可能な既存茶園では、乗用型摘採機の導入等により省力化を図り、栽培面積の維持・拡大と荒茶生産量の増大に努める。また、鳥獣被害が多い地域に適した作物として茶の導入を推進する。

一方、摘採されていない茶園等の有効利用を図るため、関係機関が連携し、茶栽培管理の受委託を促進できるよう、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業等の活用により農地の利用集積を進める。また、規模拡大や新規就農等に係る茶園情報の収集・管理を行う。

茶の安定生産については、計画的な改植・更新、防霜施設の導入整備、難防除病虫害対策等を推進する。なお、改植にあたっては、複数品種の導入による摘採時期の分散化を進めるとともに、消費者ニーズや機能性等に着目した製茶品目の多様化・差別化を図る。また、気象災害対策等、生産者の経営安定のため、茶共済への加入を促進する。

(3) 荒茶工場の再編と運営支援

荒茶工場を将来にわたって安定的に運営するため、各地域の共同工場、個人工場及びJA工場の再編整備を支援する。

一方、安定した荒茶加工能力を有する個人工場に対しては、引き続き効率的な工場の運営を支援する。また、荒茶加工技術者については、関係機関が連携して技術習得に向けた研修体制を整備し、確保・育成を図る。

(4) 放射性セシウム除染対策のフォローアップ

本県の茶葉の放射性セシウム濃度は、福島第一原発事故に伴う放射性セシウム除染対策として県内の茶産地全域で実施したせん枝作業等により、平成 25 年度にはすべて飲用基準で不検出レベルまで低下した。今後とも、本県の茶の安全性を確保するため、茶樹や茶園土壌の放射性セシウム濃度のモニタリングを継続して実施する。

また、生産現場においては、せん枝等の除染作業に伴って低下した茶樹の樹勢を回復させるとともに、収量の早期回復と高品質化に向けた栽培・肥培管理を推進する。

(5) ブランド力の強化

「足柄茶」のブランド力をさらに高めるため、本県に適した「かぶせ茶⁷」等の上級茶の安定生産技術を体系化するとともに、その普及推進を図る。また、消費者に安全・安心な茶を提供するため、環境保全型農業の推進や出荷者全員を対象とした足柄茶GAPへの取組だけでなく、生産者によるJGAP⁸の取得も支援する。

(6) 消費の拡大

販路拡大に向け、香りの「足柄茶」を作り出している浅蒸し製法⁹をトレードマークの「足柄山の金太郎」を利用して積極的にPRしていく。特に県東部については、県と企業との包括提携協定の活用や、茶商をはじめとする小売・流通業者との連携による販路拡大と販売強化を支援する。

また、消費者ニーズに応じた多様な商品の開発や新たな販路開拓のため、生産者と加工・流通業者、小売店等との生販連携やネットワーク化による6次産業化等への取組みを支援する。

一方、ライフスタイルの多様化に伴って、飲料についても多品目化が進み、急須で茶を淹れるという日常的な習慣が消えつつある。このような状況の中で茶の需要を拡大していくためには、日本茶インストラクター¹⁰や足柄茶コンシェルジュ¹¹等による日本茶の美味しい淹れ方や楽しみ方、効能等を県民に伝えていく機会を積極的に作り出していく必要がある。

そこで、関係機関が連携してこれらの活動を支援することにより、本県における茶の伝統と文化の振興を図るとともに消費の拡大を図っていく。

⁷かぶせ茶：ワラや寒冷紗などで1週間前後茶園を覆い、日光をさえぎって育てた茶。太陽の光を当てずに新芽を育てることにより、茶葉の緑色が濃くなり、渋みが少なく、旨みを多く含む茶となる

⁸JGAP：GAP(農業生産工程管理：生産者等が一連の農業生産工程を管理し、出荷停止や農作業事故等を起こさないための点検項目を定め、点検し、改善する取組)手法の一つで、日本GAP協会による認証制度

⁹浅蒸し製法：荒茶加工の第一段階に茶葉を蒸す工程があり、この蒸し時間の長短により、煎茶は普通(浅蒸し)煎茶と深蒸し煎茶に分類される。浅蒸し製法による煎茶は、茶葉の形が整い、香りに優れるが、現在の主流は深蒸し煎茶となっている。

¹⁰日本茶インストラクター：NPO 法人日本茶インストラクター協会が実施する日本茶インストラクター認定試験の合格者で、日本茶の全てにわたる知識及び技術の程度が、消費者や初級指導者を指導する適格性を備えた中級指導者

¹¹足柄茶コンシェルジュ：足柄茶を販売する各種イベントでの呈茶の際に、足柄地域の魅力とともに足柄茶の美味しい淹れ方や楽しみ方、足柄茶のあるライフスタイルを案内・普及する専門家。平成 22 年度足柄上地域県政総合センターの「足柄茶ブランド力強化事業」で養成した足柄茶コミュニケーターを発展させる形で、現在、県茶業センターが育成事業を実施している。